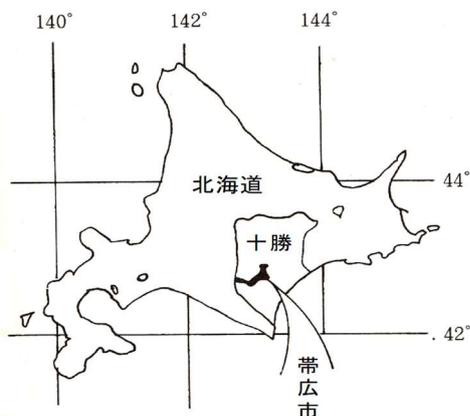


資料編

帯広市の概況

1 地勢



【位置】

極東	東経 143 度 16 分 06 秒	}	東西
極西	東経 142 度 41 分 13 秒		46.80km
極南	北緯 42 度 36 分 53 秒	}	南北
極北	北緯 42 度 57 分 10 秒		43.30km

【面積】

619.34km²

(平成 30 年 10 月 国土地理院)

帯広市は、北海道東部の十勝地方の中央部にあります。緩やかな傾斜の盆地状である十勝平野のほぼ中心部に位置します。東は札内川を境に幕別町、西は芽室町、南は中札内村および更別村、北は十勝川を境に音更町と接しています。市域の約 60%は平地であり、他は日高山系の山岳地帯です。

市街地は概ね平坦で、街路は碁盤目状に延びています。市街地中央部には帯広川、郊外には十勝川、札内川が流れています。日高地方との境である山岳地帯は、札内川とその支流の戸蔦別川及び帯広川の源流域であり、十勝幌尻岳、戸蔦別岳、札内岳の秀峰がそびえています。

三方を山に囲まれた十勝平野は、もとは砂れき地帯の上に火山灰が厚く堆積した段丘の連なりでしたが、長流・十勝川およびその支流により長い年月の間に削られ、現在の大平野が形成されました。

2 河川

帯広市の主要河川一覧表

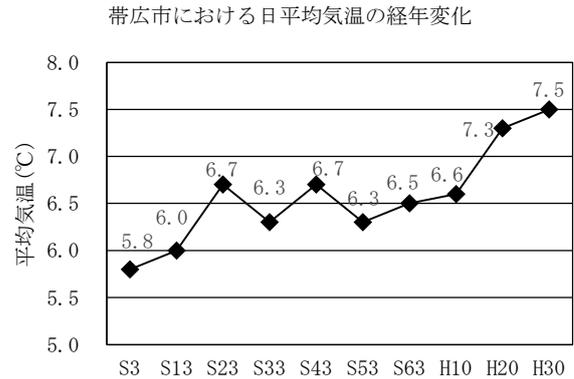
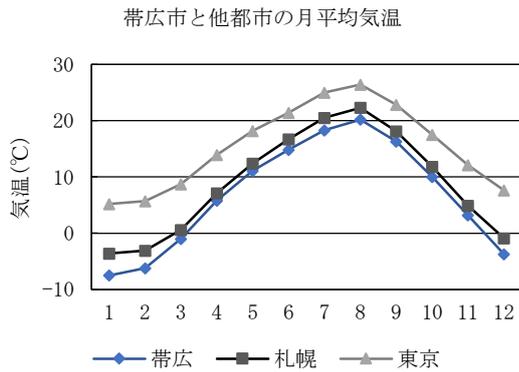
1	十勝川	11	ウツベツ川	21	広野川
2	札内川	12	タロウエモン川	22	新帯広川
3	戸蔦別川	13	八千代川	23	19条川
4	帯広川	14	五線沢川	24	第3柏林台川
5	途別川	15	機関庫の川	25	伏古川
6	岩内川	16	柏林台川	26	旧帯広川
7	売買川	17	第2ウツベツ川	27	つつじ川
8	ヌップク川	18	伏古別川	28	第2柏林台川
9	オケネ川	19	基線川	29	大成川
10	第2売買川	20	ウエダ川	30	売買川放水路

1～26：一級河川 27～30：準用河川

市内の河川は、すべて十勝川水系に属し、札内川水系（売買川、第二売買川、ヌップク川、機関庫の川など）、帯広川水系（ウツベツ川、旧帯広川、大成川、つつじ川など）の2つに分けることができます。

帯広市ではこのように大小さまざまな河川が貫流しており、豊富な水に恵まれた地域といえます。

3 気温



気象統計情報(気象庁)1981(昭和56)年～2010(平成22)年の30年平均値

帯広市の1981(昭和56)年から2010(平成22)年の30年間の年間平均気温は6.8°Cですが、12月から3月までの月平均気温は氷点下になります。夏は最高気温が30度を超え、冬には氷点下25°Cを下回る年があり、年間気温の季節変動は約55°Cと大きくなっています。

日平均気温の経年変化は、1928(昭和3)年に5.8°Cでしたが、2018(平成30)年には7.5°Cとなり、気温の上昇傾向が見られます。年平均気温では、最高気温より最低気温の上昇割合が大きくなっており、これは地球温暖化に加えて都市化(ヒートアイランド)により、夜間の気温が下がりにくくなっていることが考えられます。

北海道の気候変化

◆夏日、真夏日、冬日、真冬日の日数変化(1931～2015年)

5地点(網走、札幌、帯広、根室、寿都)の平均では、夏日、真夏日の日数に変化傾向はみられない一方で、冬日、真冬日は減少しています。

◆大雨および降水日数の変化(1901年～)

6地点(旭川、網走、札幌、帯広、根室、寿都)を平均とした日降水量50mm以上及び70mm以上の年間日数について長期変化傾向を調べると、日降水量50mm以上の日数には変化傾向は見られませんが、日降水量70mm以上の日数には増加傾向が現れています。

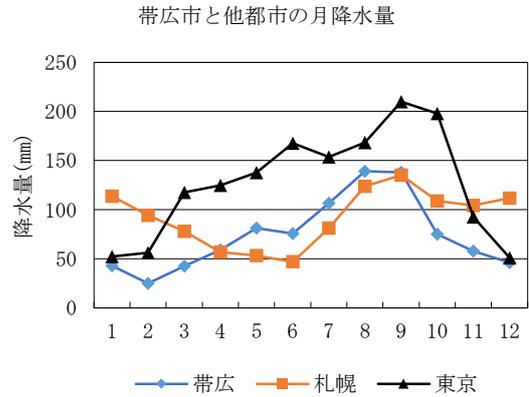
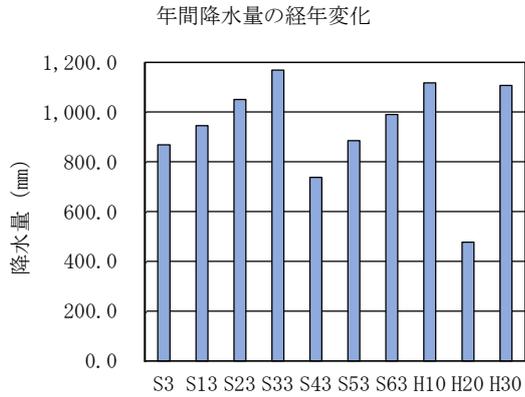
◆生物季節現象の変化(1953～2015年)

北海道で現在さくらの開花観測地点となっている8地点(稚内、旭川、網走、札幌、帯広、釧路、室蘭、函館)を平均した開花日は、年ごとの違いは大きいものの、10年あたり0.9日の割合で早くなっています。

また、北海道で現在かえでの紅葉観測地点となっている6地点(旭川、札幌、帯広、釧路、室蘭、函館)のうち、観測回数が30回に満たない旭川、室蘭を除いた4地点を平均した紅葉日は、10年あたり2.7日の割合で遅くなっています。

(札幌管区气象台「北海道の気候変化【第2版】～これまでの120年とこれからの予測～」)

4 降水量

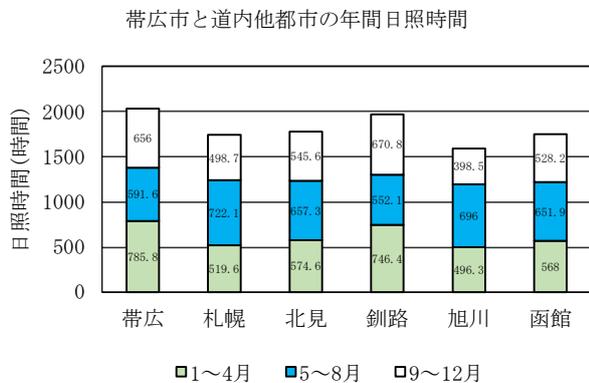


気象統計情報(気象庁)1981(昭和56)年～2010(平成22)年の30年平均値

帯広市の1981(昭和56)年から2010(平成22)年の30年間の年間平均降水量は888mmで、札幌市の1,107mm、東京都の1,529mmを下回っています。降雨の多い太平洋型気候地帯から外れて、道内でも降雨量の少ない地域に属しています。

1928(昭和3)年からの降水量の経年変化は、明確な傾向は見られませんが、年間降水量が476.5mmと少雨であった2008(平成20)年以降は年間降水量が増加しています

5 日照時間

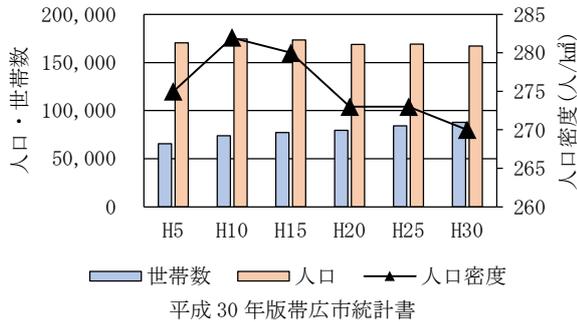


帯広市の年間日照時間は2,000時間を超え、道内他都市と比較しても日照時間が長いことがわかります。47都道府県庁所在地の平均値が約1,903時間のため、全国的に見ても日照時間が長いことがわかります。

気象統計情報(気象庁)1981(昭和56)年～2010(平成22)年の30年平均値

6 人口動態※1

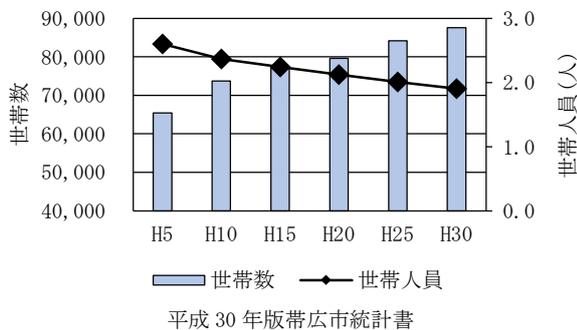
帯広市の人口・世帯数・人口密度の推移



帯広市の 2018(平成 30)年 9 月末では、人口 167,033 人、87,625 世帯です。

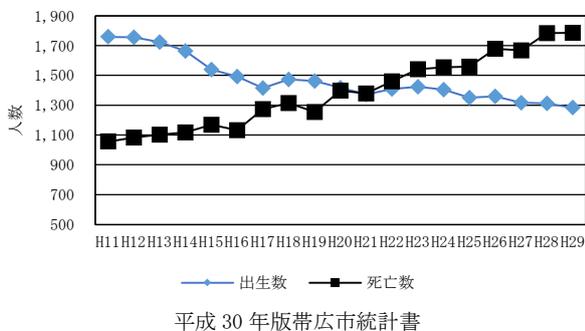
人口については、2001(平成 13)年 1 月をピークに減少し続けていますが、世帯数については、増加しています。

世帯数と世帯人員



一世帯当たりの人数は、1993(平成 5)年の 2.6 人から 2018(平成 30)年には 1.9 人に減少しており、1 人世帯や 2 人世帯が増加しています。

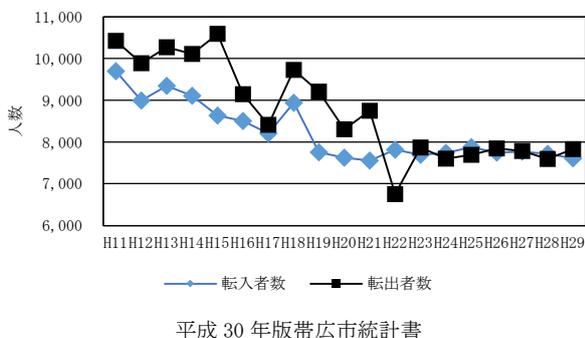
帯広市人口の自然動態



人口の自然動態※1は、出生数が減少し、死亡数が増加しています。

2009(平成 21)年から死亡数が出生数を上回り、その差は年々広がっています。

帯広市人口の社会動態

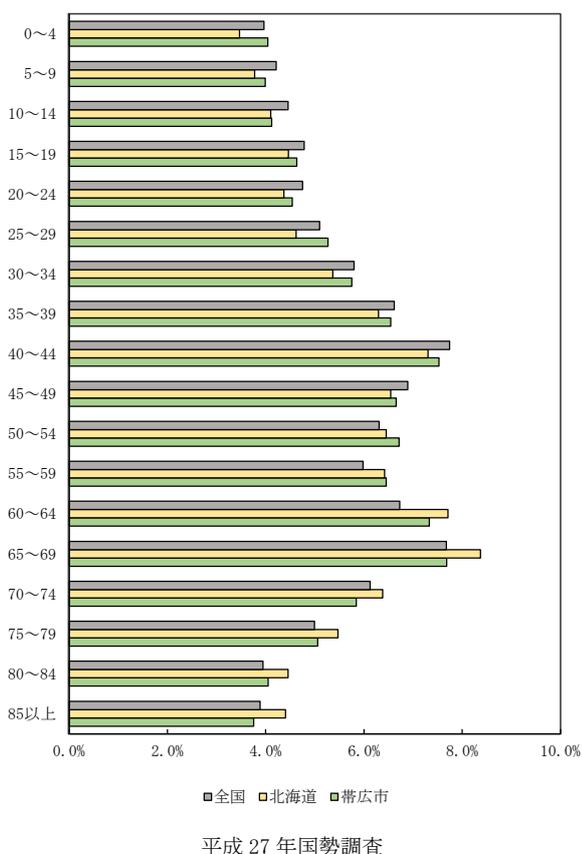


人口の社会動態※1は近年転入、転出ともに増減を繰り返していますが、その差は以前と比較して小さくなっています。

※1 人口動態、人口の自然動態と社会動態

人口動態は、性別年齢構成などからみた、人口や世帯の変動状態をいいます。また、出生と死亡による人口の増減を自然動態、市外からの転入及び市外への転出による差を社会動態といいます。

年齢階級別人口



帯広市の年齢階級別人口は、北海道及び全国とほぼ同じ傾向を示しています。

しかし、詳細に見ていくと、55～59 歳を境に北海道よりも若年層の割合が高く、高齢者の割合が低くなっています。

しかし、人口総数に対する老年人口^{※2}の割合で示される人口高齢化率^{※3}は、全国的傾向と同様に高くなっており、1985(昭和 60)年では 7.8%でしたが、1995(平成 7)年に 12.1%、2005(平成 17)年に 19.0%、2015(平成 27)年には 26.4%となっており、「超高齢社会」であると言えます。

※2 老年人口

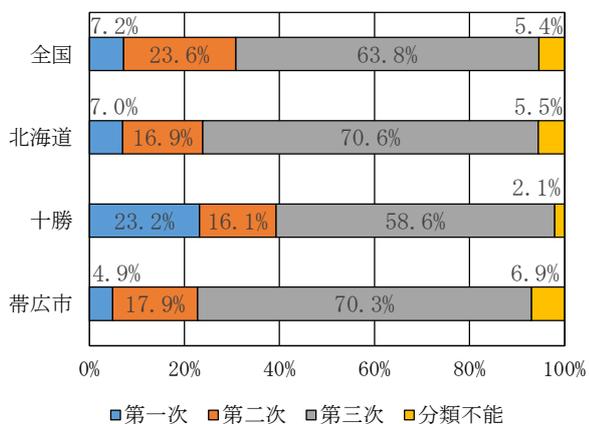
65 歳以上の人口のこと。

※3 人口高齢化率

人口総数に対する老年人口の割合のこと。人口高齢化率は 7%以上 14%未満を「高齢化社会」、14%以上 21%未満を「高齢社会」、21%以上を超高齢社会という。

7 産業別就業人口

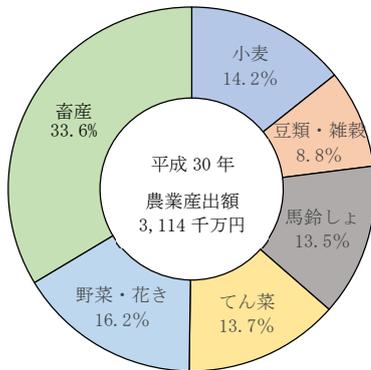
産業別就業人口



帯広市の産業別就業人口は、2015(平成 27)年の国勢調査で第一次産業 4.9%、第二次産業 17.9%、第三次産業 70.3%でした。2005(平成 17)年国勢調査と比較すると、第一次産業は 0.3%増加、第二次産業は 1.8%減少、第三次産業は 2.8%減少しています。

産業構造を全国及び十勝と比較すると、十勝は全国的にみても第一次産業の人口割合が高いことが特徴ですが、帯広市は反対に第一次産業の就業人口割合が低く、第三次産業の割合が高いことが特徴となっています。

8 農業産出額



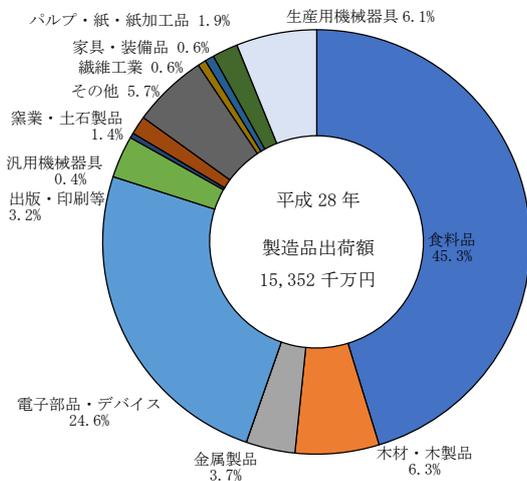
帯広市農政部推計値

帯広市の農家数は、2015(平成27)年度末で685戸となっています。このうち専業農家が543戸、兼業農家が110戸、自給的農家が32戸となっており、専業農家が全体の約79%を占めています。農家戸数は、年々減少している状況にあります。

また、2018(平成30)年度の農業算出額は約311億円と推計されており、2010(平成22)年度の農業産出額約268億円と比べると、約43億円増加しています。

農業産出額の内訳は、いも類や野菜などの耕種が約66%を占め、約34%が畜産となっています。

9 製造品出荷額

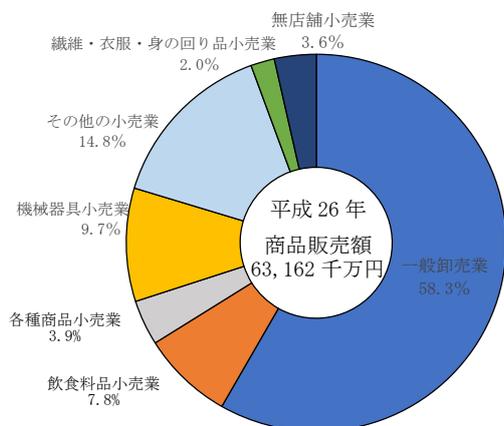


平成30年版帯広市統計書(工業統計調査)

2016(平成28)年の従業者数4人以上の事業所数は、129ヶ所、従業員数は5,078人です。また、2016(平成28)年の製造品出荷額は約1,535億円となっており、2007(平成19)年の約1,192億円と比べると、約343億円増加しています。

項目別で見ると、「食料品」が45.3%で最も多く、次いで「電子部品・デバイス」、「木材・木製品」の順になっています。

10 商品販売額



平成30年版帯広市統計書(商業統計調査)

2014(平成26)年6月現在の商店数(卸売・小売業)は1,716店、従業者数は14,941人となっています。2007(平成19)年6月の商店数及び従業者数の2,162店、18,251人と比べ、減少しています。

また、2014(平成26)年6月現在の商品販売額は約6,316億円で、2007(平成19)年6月現在の商品販売額約8,927億円と比べると、約2,611億円減少しています。

商品販売額の内訳は、一般卸売業が58.3%を占めて最も多く、次いで「その他の小売業」、「機械器具小売業」の順になっています。

11 道路整備

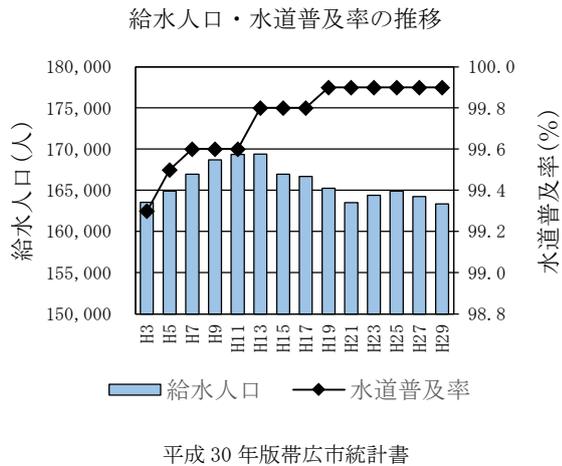
年度	舗装率 (%)		
	国道	道道	市道
平成21年	100	100	86.6
平成22年	100	100	86.6
平成23年	100	100	86.9
平成24年	100	100	87.2
平成25年	100	100	87.2
平成26年	100	100	87.2
平成27年	100	100	87.3
平成28年	100	100	87.4
平成29年	100	100	87.5
平成30年	100	100	87.5

平成25年版及び平成30年版帯広市統計書

帯広市には十勝川に沿って東西に走る国道38号線があり、西は滝川市へ、東は釧路市へと続いています。北は国道241号が市の中心部を市街地から弟子屈町へ向かって続き、南には国道236号が市街地中心部から浦河町に向かっています。

2018(平成30)年度における道路延長は1,603.5kmですが、割合としては国道が3.5%、道道が8.9%、市道が87.6%となっています。舗装率は国道、道道ともに100%、市道が87.5%となっています。

1 2 水道の整備

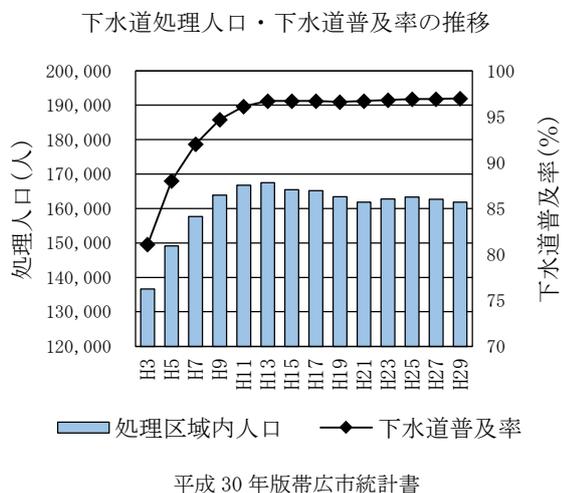


帯広市の上水道事業は、市街地及び中島地区、大正・愛国地区を給水地域としています。

給水人口は、2001(平成 13) 年度をピークに減少傾向にあり、2017(平成 29)年度は約 16.3 万人となっていますが、水道普及率は上昇し、2017(平成 29)年度末で 99.9%に達しています。上水道以外の地域については、簡易水道事業により給水を行っています。

市の上水道は、国内でも有数の清流である札内川を水源としており、おいしい水が市内に供給されています。

1 3 下水道の整備



帯広の生活排水は、市の公共下水道である帯広川下水終末処理場と、十勝川浄化センターの 2 つの処理区で収集、処理されています。

下水道の処理人口は、2001(平成 13)年度をピークに減少傾向にあり、2017(平成 29)年度は約 16.2 万人になっていますが、下水道普及率はほぼ横ばいで、2017(平成 29)年度末現在で 97.0%となっています。

基本目標関係資料

1 生物多様性について

生物多様性とは、「生きものたちの豊かな個性とつながり」のことです。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、多様な生きものが生まれました。

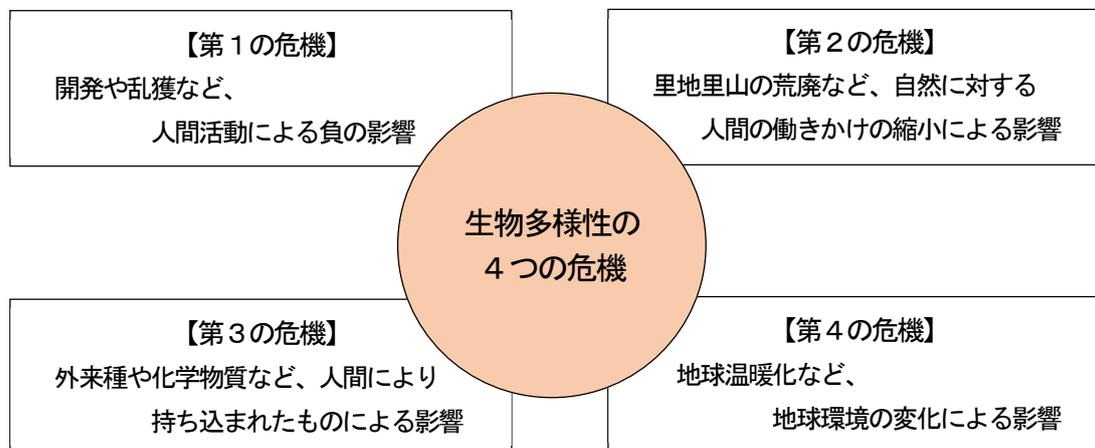
これらの生命は一つ一つに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間の変異性と定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。

一方、地球規模で生物多様性の損失が進んでおり、日本においても地球温暖化や開発などの人的要因により、4つの危機に直面していると言われています。

<生物多様性の3つのレベル>

生物多様性の3つのレベル
【生態系の多様性】 干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川など、いろいろなタイプの自然がそれぞれの地域に形成されていること。
【種の多様性】 いろいろな動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育していること。
【遺伝子の多様性】 同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあること。 例えば、アサリの貝殻の模様が千差万別であることなど。

<生物多様性の4つの危機>



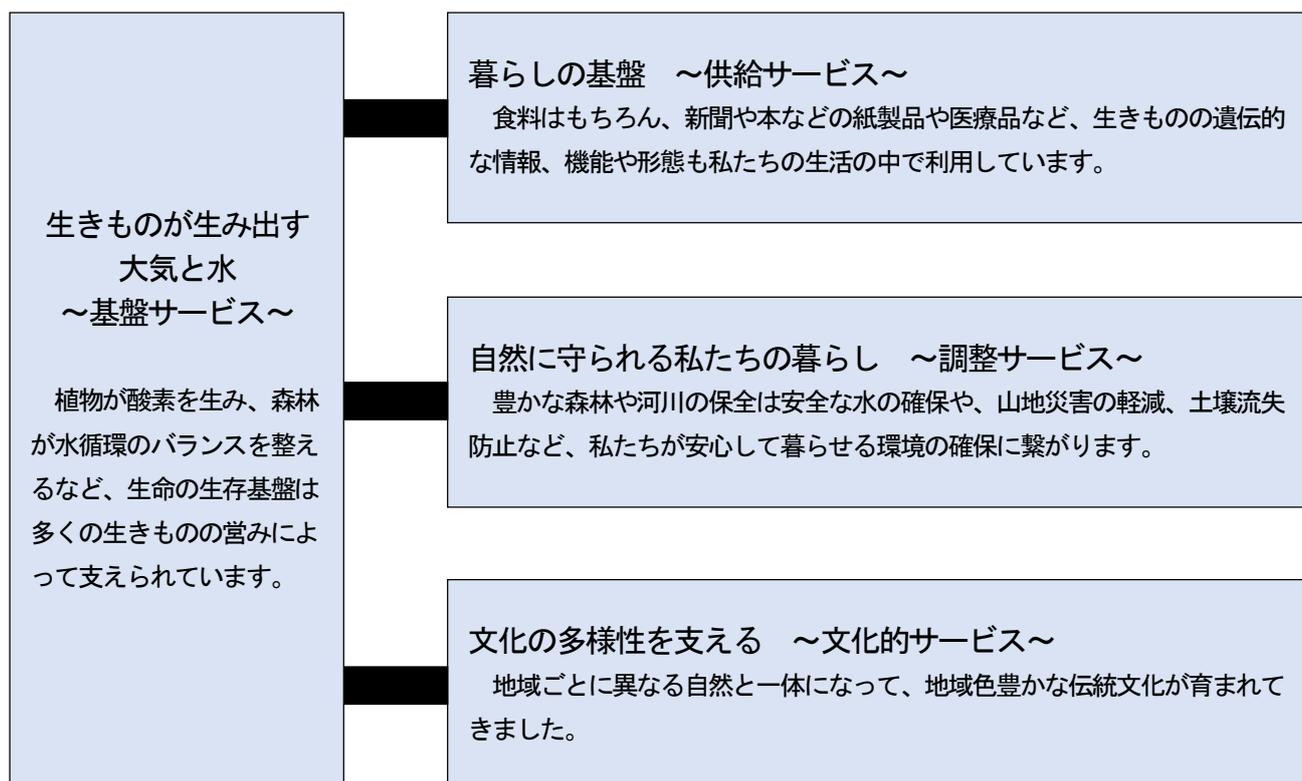
(環境省自然環境局「生物多様性地域戦略策定の手引き(改定版)」)

【いのちと暮らしを支える生物多様性～4つの生態系サービス～】

私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。

これらの生態系から得られる恵みは「生態系サービス」と呼ばれています。

<4つの生態系サービス>



(環境省自然環境局「生物多様性地域戦略策定の手引き(改定版)」)

生態系サービスとは、生物多様性を基盤とするさまざまな恵みのことであり、私たちが暮らしていく上で、必要不可欠なものです。

その基盤となる生物多様性の損失が進んでいることは、私たちの「暮らし」や地球上の「いのち」が危ぶまれているということです。

生物多様性の恵みを将来にわたって享受できるよう、生物多様性の損失を食い止め、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを行うことが求められています。

2 環境に係る法令又は条例に基づく指定地区及び地域

多様な動植物が生息する良好な自然環境を保全するためには、特定地域における人間の活動がある程度制限することや、優れた環境をもつ地域であることを明示して保護意識を啓発していく必要があります。

	名 称	地 区	面 積(ha)	区 分
1	日高山脈襟裳国定公園	山間	6,358	国定公園(特別保護地区2,605.1ha、第1種～3種特別地域3,753ha)
2	岩内鳥獣保護区	山・農	708	道指定鳥獣保護区
3	岩内仙峡	山・農	23.6	道自然景観保護地区
4	帯広農業学校	農村	11.9	道環境緑地保護地区
5	札内川流域化粧柳自生地	農村	5.1	道指定天然記念物
6	大正カシワ林	農村	4	道指定天然記念物
7	帯広畜産大学農場の構造土十勝坊主	農村	0.4	道指定天然記念物
8	桜木町カシワ林	農村	7	市自然環境保全地区
9	ヌップク川さけますふ化場跡地	農村	4	市自然環境保全地区
10	美栄町市有林	農村	3.8	市自然環境保全地区
11	上帯広町ハンノキ林	農村	4.5	市自然環境保全地区
12	基松町湿性林	農村	3.2	市自然環境保全地区
13	桜木町広葉樹林	農村	1.4	市自然環境保全地区
14	上帯広町河畔林	農村	3.3	市自然環境保全地区
15	富士町湿性林	農村	3.2	市自然環境保全地区
16	上清川町河畔林	農村	20.2	市自然環境保全地区
17	富士町22号湿性林	農村	3.3	市自然環境保全地区
18	ヌップク川源流部河畔林群Ⅰ	農村	1.5	市自然環境保全地区
19	ヌップク川源流部河畔林群Ⅱ	農村	2.6	市自然環境保全地区
20	戸蔦中島大川河畔林	農村	2.25	市自然環境保全地区
21	富士町基線湿性林	農村	1.75	市自然環境保全地区
22	水光園	市街	4.4	道環境緑地保護地区
23	帯広神社	市街	2.7	道環境緑地保護地区
24	稲田小学校西側カシワ林	市街	1	市緑の保全地区
25	石王緑地	市街	2.3	都市緑地
26	大山緑地	市街	2.2	都市緑地
27	稲田緑地	市街	1.7	都市緑地
28	帯広の森	農村	406.5	大規模公園

※平成31年3月末現在

3 地球温暖化などによる気候変動への適応について

【気候変動について】

地球温暖化などによる気候変動は、自然界及び人間社会に影響を与えており、将来的には温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとった場合でも、世界の平均気温は上昇し、21世紀末には気候変動のリスクがより高くなると予測されています。

我が国においても、これまでの気候変動及びその影響に関する観測・監視や予測・評価、調査研究等を進めてきており、高温による農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、気候変動の影響がすでに確認されているところもあります。

今後、さらなる気温の上昇や大雨の頻度の増加、強い台風の増加などにより、自然生態系、農林漁業、健康などの様々な面で多様な影響が生じる可能性も明らかにされています。

気候変動による影響

【農業、森林・林業、水産業】

気候変動が農業、森林・林業、水産業に及ぼす影響は、地域や品目によって様々ですが、気温の上昇による作物の品質低下、栽培適地の変化等が懸念されます。

例えば、日本人の主食であるコメですが、気温の上昇による白未熟粒や胴割粒の発生など、品質低下が全国で確認されています。また、高温で二酸化炭素濃度の高い環境では、コメの品質に重要な指標である整粒率が低下することが指摘されています。

【自然生態系】

気候変動が自然生態系に及ぼす影響として、植生や野生生物の分布の変化等が確認されており、人間が生態系から得ている様々な恵みへの影響が懸念されます。

例えば、放置竹林は現在では主に西日本で問題となっていますが、気候変動が進むと、東日本や北日本でも竹林が定着し、地域の生態系・生物多様性や里山管理に悪影響を与える可能性があります。

【水環境・水資源、自然災害・沿岸域】

気候変動が及ぼす影響として、公共用水域の水温上昇、短時間強雨や大雨の頻度増加など、日常生活への影響が懸念されます。

例えば、雨の量や降り方が変化するとともに、これまで雪だったものが雨に変わる可能性もあります。山地の多い日本において、こうした変化は河川の流況を大きく変えると予想されます。

【健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活】

気候変動が及ぼす影響には、暑熱などによる直接的な影響や、気温上昇などによって様々な産業・販売活動や各インフラに与える影響が懸念されます。

例えば、熱中症は、暑熱による直接的な影響の一つで、気候変動との相関は強いと考えられています。熱中症による死亡者数は増加傾向にあり、特に記録的な猛暑となった2010年には、過去最多の死亡者数となっています。

(気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018～日本の気候変動とその影響～)

4 環境配慮行動について

第三期帯広市環境基本計画の目標達成を実現するためには、市・事業者・市民がそれぞれの責務を認識し、環境に配慮して適切に行動していく必要があります。

ここでは、市民・事業者が、目標達成を実現するために、それぞれの立場において行動すべき事項を示します。

○ 市民の環境配慮行動

市民共通の財産である環境を守るためには、帯広市で生活する市民自身が日常生活において環境に配慮した行動をとることが大切です。

ここに、市民の皆さんが日常生活において実践できる環境配慮行動を示します。自らのライフスタイルと照らし合わせ、可能な範囲で実践する参考にしてください。

基本目標1 地球環境の保全【地球環境にやさしいまち】 に向けて

●基本施策【1-1】地球温暖化の防止と適応

- 電球を取り替える時は、LED電球などの省エネルギータイプのものにする。
- 節電、節水に努める。
- 廃食用油の回収を活用する。
- 可能な範囲で自家用車の利用を自粛し、徒歩や自転車、公共交通機関などを利用する。
- 自家用車を運転する際は、「ふんわりアクセル」などのエコドライブを心掛ける。
- 天気予報や防災アプリ、ハザードマップを定期的に確認する。
- 猛暑時には、こまめな水分補給や室温を適正に保ち、熱中症予防に努める。

●基本施策【1-2】オゾン層の保護と酸性化の防止

- ノンフロン製品を選ぶ。
- 冷暖房を適切に使用し、消費エネルギーを減らす。

基本目標2 自然共生社会の形成【自然とともに生きるまち】 に向けて

●基本施策【2-1】生物多様性の保全

- 自然環境の保全や野生生物の生息・生息域の保全に努める。
- 野生動物に餌を与えない。
- 外来種を含むペットは、責任をもって管理する。
- 自然学習会に参加するなど、生物多様性について学ぶ。
- エコマークなどが付いた環境にやさしい商品を選び、購入する。

●基本施策【2-2】地域資源の保全・活用

- 「地産地消」を意識し、地元産食材の選択に努める。
- 実際の自然を体感し、動物園などを訪ね、自然や動物と触れ合う。
- 生きものや自然、人や文化とのつながりを守るため、地域活動などに参加する。

基本目標3 生活環境の保全【健康でうるおいと安らぎを感じるまち】 に向けて

●基本施策【3-1】良好な生活環境の維持

- 家庭ではごみを焼却しない。
- 騒音を出さないよう注意する。
- 石油タンクなどの貯油設備や油配管を適宜点検し、十分な管理を行う。

●基本施策【3-2】快適な環境の創造

- 自宅周辺の清掃美化に努める。
 - 花や緑などを植栽するボランティアに参加するなど、美しい景観づくりに努める。
 - 森林などの重要性を学び、植樹や保護に努める。
 - 生垣や花壇の設置など、緑化に努める。
 - ごみのポイ捨てをしない。
-

基本目標4 循環型社会の形成【ごみを減らすまち】 に向けて

●基本施策【4-1】ごみ減量の推進

- ごみの適正な分別を徹底する。
- 環境負荷の少ない製品の購入や、レンタル利用に努める。
- 水切りの徹底や、生ごみ処理機の使用により、生ごみ減量に取り組む。
- マイ箸、マイバッグ、マイボトルを利用する。
- 食料品などは、必要なものを必要な量だけ購入する。

●基本施策【4-2】資源循環の促進

- 地域の資源回収活動に参加・協力する。
 - リサイクル製品を積極的に活用する。
 - エコマークやグリーンマークの付いた商品を利用する。
 - 環境月間や3R推進月間等の取り組みに参加する。
-

基本目標5 市民参加と広域連携【環境にやさしい行動を実践するまち】 に向けて

●基本施策【5-1】環境配慮行動の実践

- スイッチをこまめに切るなど、省エネルギーを実行する。
- 風呂の残り湯を洗濯や水まきに使うなど、有効利用する。
- 油脂や固形物を下水等に流さない。
- エコフレンズに登録するなど、清掃活動に参加する。

●基本施策【5-2】広域連携の推進

- 地球温暖化やエネルギー問題について自ら学び、地域で行う環境保全活動や学習会に参加するなど、地球環境問題に対する知識を深める。
- 環境に関する知識を持っている人は、地域や身近な人に伝えるよう努める。

○ 事業者の環境配慮行動

事業者は、環境関連法令を遵守することはもとより、その社会的責任を認識し、事業活動による環境への負荷をできる限り小さくするよう努めるなど、自らの行動をもって模範を示すことが求められています。

ここに、事業者が事業活動において、帯広市の環境を保全し、創造する上で自ら行動すべき事項を示します。

基本目標1 地球環境の保全【地球環境にやさしいまち】 に向けて

●基本施策【1-1】地球温暖化の防止と適応

- LED電球など、エネルギー効率の高い設備の導入に努めます。
- 農業などから発生する廃棄物をエネルギーとして再利用します。
- 効率的な輸配送システムの導入に努めます。
- 可能な範囲で自動車の利用を自粛し、公共交通機関を利用します。
- 営業車等を運転する際には、エコドライブを心掛けます。
- 気候変動から事業活動に受ける影響を低減する気候リスク管理に取り組みます。
- 気候変動をチャンスとして捉え、適応に関する製品やサービス提供などを積極的に行います。

●基本施策【1-2】オゾン層の保護と酸性化の防止

- 機器の整備を定期的に行い、フロン類の漏洩防止に努めます。
- フロン類使用機器は適正に廃棄します。

基本目標2 自然共生社会の形成【自然とともに生きるまち】 に向けて

●基本施策【2-1】生物多様性の保全

- 開発などの事業活動にあたっては、野生動植物の生息・生息域の保全に努めます。
- 地域で行う環境保全活動や学習会の実施に協力、支援します。
- 職場において環境に関するセミナーを開始するなど、職員の意識向上に努めます。
- 事業活動にあたって行っている環境保全活動の情報発信に努めます。

●基本施策【2-2】地域資源の保全・活用

- 良質な国産材製品の製造、販売に取り組みます。
- 低炭素型生産による旬の食材、地元食品の生産、販売に取り組みます。
- 農地を適正に管理し、環境保全機能の維持・向上、農地周辺の生態系を保全します。

基本目標3 生活環境の保全【健康でうるおいと安らぎを感じるまち】 に向けて

●基本施策【3-1】良好な生活環境の維持

- 大気汚染物質等の有害物質の排出等を防止します。
- 汚濁水の発生を防止します。
- 騒音・振動の発生を防止します。
- 悪臭の発生を防止します。
- 土壌汚染対策に取り組みます。
- 環境汚染の未然防止に取り組みます。

●基本施策【3-2】快適な環境の創造

- 植林や適正な間伐など、森林保護・育成・管理を推進します。
 - 自然、緑と人が触れ合える場の整備に協力します。
 - 事業所等の敷地内の緑化に努めます。
 - 舗装面積を少なくし、雨水浸透性を高めます。
-

基本目標4 循環型社会の形成【ごみを減らすまち】 に向けて

●基本施策【4-1】ごみ減量の推進

- 不法投棄者を見つけた場合には、市へ通報するなど適正処理に協力します。
- 生産・流通・販売の各段階で、廃棄物減量に取り組みます。
- 簡易包装、マイバッグ活用を推進します。
- 在庫管理を徹底し、ごみの発生抑制に努めます。

●基本施策【4-2】資源循環の促進

- 農業等から発生する廃棄物をエネルギーとして再利用します。【再掲】
 - ごみになりにくい製品、リサイクルしやすい製品づくりに努めます。
 - 製造段階で発生した食品廃棄物のリサイクルに努めます。
 - 製品容器などの効率的な回収体制の整備、再資源化ルートの確保に努めます。
-

基本目標5 市民参加と広域連携【環境にやさしい行動を実践するまち】 に向けて

●基本施策【5-1】環境配慮行動の実践

- 再生可能エネルギーを使用します。
- 再資源化原料の使用や環境負荷を低減する生産方法を実施します。
- 自然と調和した事業所づくりや土地開発を行います。
- まちの美化に協力します。

●基本施策【5-2】広域連携の推進

- 地域で行う環境保全活動や学習会の実施に協力・支援します。【再掲】
- 環境保全技術の開発・導入、それらの情報発信に努めます。
- 環境月間や3R推進月間等を通じて社会的責任を認識し、環境配慮に努めます。

策定の経過

1 庁内及び関係機関との協議

年度	日 付	内 容
平成29	平成30年 3月 1日	第2回帯広市環境審議会
平成30	平成30年 7月 2日	第1回帯広市環境審議会
	9月～10月	帯広市市民アンケート調査を実施
	平成31年 2月 19日	第2回帯広市環境審議会
令和元	令和 元年 6月	庁内関係部局と調整
	7月 4日	第1回帯広市環境審議会
	7月 31日	第2回帯広市環境審議会
	7月～8月	庁内関係部局と調整
	8月 19日	厚生委員会
	8月～9月	庁内関係部局と調整
	10月 18日	第3回帯広市環境審議会
	11月	庁内関係部局と調整
	11月 19日	厚生委員会
	11月～12月	パブリックコメント実施
	令和 2年 1月 17日	第4回帯広市環境審議会
	2月 12日	厚生委員会

○帯広市市民アンケート調査結果の概要

市民アンケートをとおして、市民が地球温暖化防止について重要だと認識していることや、家庭でできる環境にやさしい行動が一定程度実践されていることがわかりました。一方で、帯広市の取り組みに満足していない方や、実践行動がどのようなものか明確に伝わっていないこともわかりました。

今後はこれまで以上に地球温暖化防止に向けた取り組みを進め、取り組み内容について市民へわかりやすく説明するほか、外出時のマイカー自粛やエコドライブの実践など、様々な「環境にやさしい行動（COOL CHOICE）」を市民へさらに普及啓発していく必要があると考えます。

2 パブリックコメント結果

第三期帯広市環境基本計画(原案)に対するパブリックコメントを実施した結果、以下のとおり意見等がありました。

- ・ 募集期間 令和元年11月27日(水)～令和元年12月26日(木)
- ・ 意見の件数(意見提出者数) 4件(3人)

章区分	意見数
第1章 第三期帯広市環境基本計画策定にあたって	0
第2章 帯広市における環境の現状、目標値と今後の取り組み	2
資料編	1
その他	1
合 計	4

3 帯広市環境審議会名簿

任期：令和元年6月23日～令和3年6月22日

(五十音順)

氏名	所属機関・職名	備考
石井 洋	帯広大谷短期大学 准教授	副会長
板倉 利幸	一般社団法人帯広青年会議所	会長
梅津 一孝	帯広畜産大学 教授	
加納 靖宏	一般公募委員	
小林 夏奈子	一般公募委員	
塩田 直之	帯広市校長会	
末安 豊子	特定非営利活動法人帯広NPO28 サポートセンター	
田沼 誠子	帯広友の会	
永田 雅恭	帯広ガス株式会社 営業部営業推進課 課長	
丹羽 勝久	株式会社ズコーシャ 総合科学研究所 所長	
橋本 靖	帯広畜産大学 准教授	
谷地 史織	一般社団法人帯広消費者協会	
山中 宗治	一般公募委員	
山根 康弘	帯広市川西農業協同組合 管理部長	

(任期当時の所属機関・職名)

任期：平成29年6月23日～令和元年6月22日

(五十音順)

氏名	所属機関・職名	備考	
石井 洋	帯広大谷短期大学 准教授	副会長 会長	
今出 富貴子	帯広市立つつじが丘小学校 校長		
梅津 一孝	帯広畜産大学 教授		
小野 由美	一般社団法人帯広消費者協会		
加納 靖宏	一般公募委員		
田沼 誠子	帯広友の会		
垂井 智	帯広市校長会		平成30年4月24日離任
内木 博美	帯広商工会議所女性会		
中島 良太	一般社団法人帯広青年会議所		
西岡 えり子	特定非営利活動法人帯広NPO28 サポートセンター		
丹羽 勝久	株式会社ズコーシャ		
橋本 靖	帯広畜産大学 准教授		
伴 千夏	一般公募委員		
山中 宗治	一般公募委員		
山根 康弘	帯広市川西農業協同組合 管理部長		
和田 尚史	帯広市校長会	平成30年4月25日委嘱	

(任期当時の所属機関・職名)

帯広市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策 （第8条－第21条）

第3章 地球環境保全の推進 （第22条・第23条）

第4章 帯広市環境審議会（第24条－第28条）

附則

私たちの帯広市は、澄んだ青空、きれいな水、そして豊かな緑に恵まれた自然環境を維持しながら公害のない都市として発展してきた。四季の変化に富み、豊かな自然を残している日高山脈と、これに続く耕地防風林に区画された広大な平野で形成された田園風景はかけがえのないものである。

しかし、私たち一人ひとりの活動により発生する環境への負荷の集積が、都市・生活型公害、地球環境問題、廃棄物の増大などを引き起こし、環境への影響は今や地域的なものを超え地球的規模まで及んでいる。私たちがこのまま大量生産、大量消費、大量廃棄の生活を続けている限り、生命の源である地球の環境を損ない人類存続の危機に直面するものである。

私たちは、誰もが良好な環境を享受する権利を有するとともに、人類が存続するための基盤である地球の環境を保全し、かつ創造しながら将来の世代に引き継ぐという大きな責務を担っている。

今こそ、私たちは環境への負荷を与えている生活様式や社会経済構造の在り方を見直すとともに、地球的規模で環境の保全及び創造に向けて行動しなければならない。私たち一人ひとりが、先人の知恵と歴史に学び環境に配慮したやさしい行動をすることは、健康で文化的な生活の確保に寄与し、ひいては地球環境保全に資するものである。

市、事業者、市民が協力して、環境への負荷の少ない循環型・環境保全型社会を実現し、人と自然が共生できる豊かな環境の保全と創造を目指すため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係にある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他の自然環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型・環境保全型社会を構築することを目的とし、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造を図る見地から環境への影響が低減されるよう配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(帯広市環境白書)

第7条 市長は、毎年、市民に環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするため、帯広市環境白書を作成し、公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。

(3) 身近な自然環境、個性を活かした景観等の確保、歴史的又は文化的環境の形成を図り、潤いと安らぎのある良好な快適環境を創造すること。

(4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会を構築すること。

(5) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について策定するものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、帯広市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境影響評価の措置)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめ、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造に関して適正な配慮をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、事業者及び市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、緑化の推進、身近な自然環境と個性を活かした景観等の確保、歴史的又は文化的環境の形成その他、潤いと安らぎのある快適環境を創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、第15条に定める環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに前条に定める民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に収集し、提供するよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施するため、環境の状況の調査、情報の収集及び環境の保全及び創造に関する科学的な調査研究の推進に努めるものとする。

2 市は、環境の状況の把握並びに健全な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第20条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、体制を整備するものとする。

2 市は、市民、事業者及び民間団体等と協力して環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、環境の保全及び創造を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国、北海道及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進

(地球環境保全に資する施策の推進)

第22条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第23条 市は、国、北海道及び他の地方公共団体と連携し、環境の保全及び創造に関する技術、情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 帯広市環境審議会

(帯広市環境審議会)

第24条 環境行政の総合的かつ基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として帯広市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項
- (2) 公害の防止に関する基本的事項
- (3) 自然環境の保全に関する基本的事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境行政に関する事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に答申するとともに、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第25条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 審議会の委員及び臨時委員は、事業者、市民及び学識経験を有する者の中から市長が委嘱する。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員の再任は、妨げない。

6 審議会の臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第28条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、所属委員の互選により決める。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故あるときは、あらかじめ、部会長が指名する委員がその職務を代理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(帯広市公害防止条例の一部改正)

2 帯広市公害防止条例（昭和46年条例第43号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(帯広市自然環境保全条例の一部改正)

3 帯広市自然環境保全条例（平成4年条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成20年3月7日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。